

(13) 特殊建築物等の定期報告実施状況

昭和55年4月1日に大阪市建築基準法施行細則を改正し、調査を2年に1回、一部については3年に1回とし、また対象建築物についても、劇場、旅館、学校、病院、共同住宅等に、諸店舗その他を加え、さらに特定の建築設備等についても毎年報告を求めることとする、など維持管理体制の強化を図っている。

ア. 特殊建築物等の定期報告実施状況（昇降機以外の建築設備を含む）

項 目		年 度			
		7	8	9	10
対 象 建 築 物	(い) 学校・体育館（学校施設の体育館）		○		○
	(ろ) 公会堂・集会場		○		○
	(は) 劇場・映画館・演芸場 観覧場（屋外にあるものを除く）		○		○
	(に) ホテル・旅館		○		○
	(ほ) 児童福祉施設等（要援護者の収容施設があるもの）	○		○	
	(へ) 病院	○		○	
	(へ) 診療所（患者の収容施設があるものに限る）	○		○	
	(と) 百貨店・マーケット・展示場・物品販売業を含む店舗	○		○	
	(ち) 公衆浴場	○		○	
	(り) キャバレー・カフェー・ナイトクラブ・バー・ 舞踏場・遊技場・待合・料理店	○		○	
	(ぬ) 飲食店	○		○	
	(る) 混合用途(と)～(ぬ)の内で合計1,500㎡を こえるもの	○		○	
	(を) 博物館・美術館・図書館・ボリリング場・スケート場 水泳場・スポーツ練習場・(い)以外の体育館	○			○
	(わ) 寄宿舍（独身寮）		○		
	(か) 共同住宅			○	
	(よ) 事務所その他これに類するもの	○			○
対 象 件 数		7,098	5,739	10,398	4,109
報 告 件 数		4,951	4,219	6,050	3,090
報 告 率 (%)		69.8	73.5	58.2	75.2

(3) 特殊建築物等の定期報告実施状況

ア 制度の概要

不特定多数の人々が利用する建築物は、一度火災等の災害が発生すれば多数の尊い命が危険にさらされることから、建築基準法第12条第1項及び第2項により特定行政庁の指定する建築物については、維持保全を所有者や管理者に委ねるだけでなく、時期を定めて、資格を有する者に調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告する制度を法規で義務づけている。

イ 年度別定期報告実施状況（昇降機以外の建築設備を含む）

	年 度 用 途	設 備	建 築 物				
			平成 11 年 度	平成 12 年 度	平成 13 年 度	平成 14 年 度	平成 15 年 度
2 年 に 1 度	学 校 等			○		○	
	集 会 場 等	●		○		○	
	映 画 館 等	●		○		○	
	ホ テ ル 等	●		○		○	
	児 童 福 祉 施 設 等	●	○		○		○
	病 院	●	○		○		○
	診 療 所		○		○		○
	百 貨 店 ・ 物 販 店 等	●	○		○		○
	公 衆 浴 場	●	○		○		○
	キャバレー・遊技場等	●	○		○		○
	飲 食 店	●	○		○		○
3 年 に 1 度	美 術 館 等	●			○		
	ボ ー リ ン グ 場 等				○		
	寄 宿 舎	●	○			○	
	共 同 住 宅			○			○
	事 務 所 等	●			○		
対 象 者 件 数			3,506	11,616	4,649	3,404	11,913
報 告 件 数			2,609	6,780	3,632	2,403	7,341
報 告 率 (%)			74.4	58.4	78.1	70.6	61.6

※ ●印該当施設の設備については毎年度報告が求められている。

エ) 特殊建築物等の定期報告状況

※ 制度の概要

不特定多数の人々が利用する建築物は、一度火災等の災害が発生すれば多数の尊い命が危険にさらされることから、建築基準法第12条第1項及び第3項により特定行政庁の指定する建築物については、維持保全を所有者や管理者に委ねるだけでなく、時期を定めて、資格を有する者に調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告する制度を法規で義務づけている。

※ 年度別定期報告実施状況（昇降機以外の建築設備を含む）

	年度 用途	設 備	建築物				
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
平成19年度以降は32年に11年度	学 校 等		○			○	
	集 会 場 等	●	○			○	
	映 画 館 等	●	○			○	
	ホ テ ル 等	●	○			○	
	児 童 福 祉 施 設 等	●		○			○
	病 院	●		○			○
	診 療 所			○			○
	百 貨 店・物 販 店 等	●		○			○
	公 衆 浴 場	●		○			○
	キ ャ バ レー・遊 技 場 等	●		○			○
	飲 食 店	●		○			○
3年に1度	美 術 館 等	●	○			○	
	ポ ー リ ン グ 場 等		○			○	
	寄 宿 舎	●		○			○
	共 同 住 宅				○		
	事 務 所 等	●	○			○	
対 象 者 件 数			4,541	3,868	12,669	5,237	4,868
報 告 件 数			3,411	2,861	7,736	4,024	3,148
報 告 率 (%)			75.1%	74.0%	61.1%	76.8%	64.7%

※ ●印該当施設の設備については毎年度報告が求められている。